

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」について、
特定都市河川流域内の住民からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

茨 城 県

埼 玉 県

東 京 都

五霞町 さいたま市 熊谷市 川口市 行田市

加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 上尾市

草加市 越谷市 桶川市 久喜市 北本市

八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市

白岡市 伊奈町 宮代町 杉戸町 松伏町

足立区 葛飾区 江戸川区

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に関する意見募集

●特定都市河川流域内の住民からの意見募集

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（案）」の作成にあたり、特定都市河川浸水被害対策法第4条6項に定められている「特定都市河川流域内の住民」として以下のとおり意見及び公述人の募集を実施した。

1) 意見聴取対象

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」

2) 募集期間

意 見：令和6年12月4日（水）から令和7年1月6日（月）まで

公述人：令和6年12月4日（水）から令和6年12月16日（月）まで

3) 提出・応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール

4) 頂いたご意見の数

1 通

●特定都市河川流域内の住民からの意見

特定都市河川流域内の住民から頂いた意見については、以下に示すとおりである。

なお、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものについては、黒塗りしている。

●公聴会の開催中止

公聴会について、公述希望の申し出が無かったため、開催を中止した。

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対する意見

① 氏名			
② 住所		(都県名) 埼玉県	(市区町村名) 北足立郡伊奈町
意見該当箇所		③ ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
1	1-1	素案では、「現状と課題」の峻別が明確とは言えない。そのため、意見しがたい。 素案の記述は、次のように明確に分けて記述すべきと考える。 第1節 現状 第2節 課題	
2	2-1	第2章は「基本方針」とあるが、「計画」を述べており、素案の中核箇所と言える箇所であり、第2章の名称は「浸水被害対策の計画」としたほうが良いと考える。	
2	2-7	第2章は、名称を「浸水被害対策の計画」としたうえで、「第2節 計画期間」「第3節 計画区域」のみでなく「計画内容（そのもの）」「計画スケジュール」「計画実施に要する費用」「計画実施後の期待される効果」等々を記述すべきである と考える。	
3	3-1	第3章(以降の第4章から第7章も共通)の記述は「現状を述べているのか、それとも課題、計画、効果を述べているのか」まずは明確にしたうえで記述すべきと考える。	

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」について、
学識経験を有する者からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

茨 城 県

埼 玉 県

東 京 都

五霞町 さいたま市 熊谷市 川口市 行田市

加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 上尾市

草加市 越谷市 桶川市 久喜市 北本市

八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市

白岡市 伊奈町 宮代町 杉戸町 松伏町

足立区 葛飾区 江戸川区

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に関する意見聴取

●学識経験を有する者からの意見聴取

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（案）」の作成にあたり、特定都市河川浸水被害対策法第4条5項に定められている「学識経験を有する者」として表に示す方々からの意見聴取を実施した。

1) 意見聴取対象

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」

2) 意見聴取日

令和6年12月4日（水）から令和7年1月22日（水）まで

※個別ヒアリングにて、意見聴取を実施した。

3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者

表 学識経験を有する者

氏名	所属・役職	対象分野
稲場 康仁	埼玉県 土地改良事業団体連合会 常務理事	農業
加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 教授	都市計画・防災
渋尾 欣弘	高知大学 理工学部 准教授	下水道
田中 規夫	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	河川工学

●学識経験を有する者からの意見

学識経験を有する者から頂いた意見については、以下に示すとおりである。

【稲場 康仁（埼玉県 土地改良事業団体連合会 常務理事）】

- 農業用排水路について、用水路は下流ほど断面が狭く、雨水を取り込むと下流側で溢れやすくなることから水路の管理者の理解を得ることは難しい。一方、排水路は雨水の受け入れの余地があれば問題無いが、堰の操作は土地改良区や農家が直接行っていることに加え、古い施設が多く、現行の操作体制のままでは洪水時の臨機応変な対応が難しい。農業用施設を活用した取組を治水上期待する場合は、施設の更新や維持管理に対して受益者等からの支援が必要。
- 「田んぼダム」については、効果的・効率的に実施する必要がある。取組により水田へ貯めるタイミングを早めることで、洪水初期段階で水田の湛水容量を使い切ってしまう、本来湛水が必要な洪水ピーク時に逆効果となる恐れがある。このため、「田んぼダム」については、本計画上で湛水しない範囲の水田を対象に行う方が効果的と考える。
- 「田んぼダム」の取組の推進にあたっては、畦畔の崩壊等が生じた場合の施設復旧に係る費用負担についても受益者等から支援するなどの仕組みが必要。田んぼの畦畔は平均 30cm 程度の高さがあり、中川・綾瀬川流域は勾配も緩いため、「田んぼダム」に取り組むことなく雨水が貯まる水田が多いと思われる。計画上、無被害湛水が残る水田については、「田んぼダム」の取組の推進というよりは、将来にわたって水田を保全するための取組を推進することが望ましい。
- 農家等に対して、「田んぼダム」を実施するメリットを提示できないか。例えば、受益者である下流側の市町村において、上流側の実施者へ「田んぼダム」等の取組に対する資金を確保する等の制度があると良い。無被害湛水を見込む範囲に対して、区域指定による固定資産税等の優遇だけでなく、農家へメリットとなるような方法を検討してほしい。
- 資金面だけの支援制度でなく、治水への協力が社会的に重要な意義がある活動であることを一般の方へ周知する等、農家が誇りをもって協力したいと思わせる活動が必要と感じている。農家個人ではなく、市町村にもメリットがあるとよい。

【加藤 孝明（東京大学 生産技術研究所 教授）】

- 今回の計画は、あらゆる関係者が連携する流域治水の考え方が根底にあるはずだが、まだ河川管理者が主体の計画となっていると感じる。都市計画分野では、「被害をなくす」ではなく「これまでよりは安全にする」といった被害を許容する考え方が主流となっている。流域分担計画に「被害湛水を解消する」とあるが、最初から被害を解消させることは現実的ではないので、床下浸水は許容する等の工夫が必要ではないか。例えば、2段階の目標設定はどうか。1段階目の目標のハードルを下げることで、現実的な整備が可能となり、「我慢できる範囲で致命的な被害を解消する」という方向へ舵を切ることができる。流域治水は、「みんなで努力するとともに、みんなで我慢するもの」であり、「みんなで我慢する」ということが普通に受け入れられる状態にならないといけない。
- 市民啓発の観点では、従来は「避難」が主流であったが、今後は、流域の単位で運命共同体として、相互の助け合いを地域の常識・文化として捉えてもらえるような防災教育が必要と考える。流域の概念が他の流域にも広まるよう、防災教育を入口とすることは良い案と考える。なお、千葉県の一宮川流域では、防災教育が中学校のカリキュラムに追加されているところもある。学校のカリキュラムへ入れるためには、まずは教員の方々へ「流域治水の概念」を理解してもらう必要がある。
- 近年、コストの安い建て売り宅地が増えたが、土地のリスクを踏まえた対策がなされていないために浸水する。本来、土地のリスクが高い地域は、地価が安い一方で浸水対策を必要とし、建築コストが高くなる仕組みとし、安全な区域に人が集まるような社会構造とすべき。
- 流域治水の概念を広め、自分事化させるためには、リスクコミュニケーションの構造をよく考えるべき。河川管理者からの発信では、住民は河川管理者から責任を押し付けられたように感じてしまう。河川管理者・住民・第三者の三角形での会話がいいのではないか。

【渋尾 欣弘（高知大学 理工学部 准教授）】

- 今後の気候変動の影響による外力増大等も踏まえ、被害湛水の完全な解消はコストの観点から難しくなる可能性がある。例えば、道路冠水までは許容する、経済活動が止まるような被害は阻止するといった考え方も検討していく必要がある。
- 流域対策は各自治体で行うと想定されるが、地形的要因により、近隣自治体の対策の進捗が近隣の自治体へ影響することも想定される。流域全体において効率的に被害湛水を解消するためには、地域の被害の大小に関わらず、小流域・自治体間の連携が必要である。自治体の下水道計画等だけでは、どうしても自治体間の連携が難しいことから、国及び都県がリーダーシップを発揮すべき。
- 岡山市は農業用排水路が発達しており、ポンプ場による排水の強化等に加え、長雨の前に事前に水位を下げておく取組を実施していた。西日本豪雨の際、取組を行った地域では、被害軽減の効果が得られたと記憶しており、実績もあるため、農業用排水路の活用は本流域においても効果が期待できる。「田んぼダム」同様、上下流問題や営農者の負担軽減等の取組と併せて検討すると良い。
- 下水道対策については、自治体を超えて雨水排水管を構築し、流域下水道のような排水網を構築できると内水排除に効果的と考えられる。例えば、他流域で東京都が整備した環七地下調節池のような施設を埼玉県の下地に整備し、本流域の各河川から取り込む方法が効果的なのではないか。

【田中 規夫（埼玉大学大学院 理工学研究科 教授）】

- 国・都県が管理する河川から離れた地域の浸水は、市区町が行う排水ポンプ増強のみでは解消が困難と考えられる。そのような地域の浸水対策は、区域指定を検討し、「住まい方の工夫」等の対策を検討する必要がある。
- 「田んぼダム」の手引きにおいては、許容湛水深は **30cm** を標準とすることとされており、時期によっては **40cm** まで許容できるということもいわれているが、計画論における水田の無被害湛水は **25cm** となっている。今後、詳細な検討と営農者との調整が進めば、更なる貯留量が見込める可能性がある。また、「田んぼダム」の取組を進める際は、休耕田の調査も含め、効果的な区域を見定め、実施していく必要がある。また、休耕田の活用については、湿地再生等、貯留量ならびに生物多様性が増加するような取り組みも期待したい。
- 既設・新設の調整池について、通常の貯留以外の機能（例えば運動施設）を持たせた高度利用の事例があるが、調整池における事前放流や生物多様性への配慮等を通して、ネイチャーポジティブに貢献できる取り組み推進の視点もあるとさらに良い。
- 排水ポンプの運転調整について、流域が広く自治体も多いため、ポンプ排水量が増加していく際は、上流ポンプの運転による下流域への影響を十分に把握し、運転調整ルールを定める必要がある。
- 都市浸水想定について、本計画の目標以下の規模の提示が必要ではないか。計画と同規模のリスク情報は危機管理用の意味が強くなってしまうため、計画規模よりも発生頻度が高頻度の情報を公表し、土地のリスク情報として活用されることが望ましい。